

6. 中間基金等変動計算書

(単位:百万円)

科 目	期 別	平成22年度	平成23年度
		中間会計期間 〔平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで〕	中間会計期間 〔平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで〕
		金 額	金 額
基金等			
基金			
当期首残高		60,000	60,000
当中間期変動額			
基金の募集		60,000	50,000
基金の償却		△60,000	—
当中間期変動額合計		—	50,000
当中間期末残高		60,000	110,000
基金償却積立金			
当期首残高		350,000	410,000
当中間期変動額			
基金償却積立金の積立		60,000	—
当中間期変動額合計		60,000	—
当中間期末残高		410,000	410,000
再評価積立金			
当期首残高		452	452
当中間期変動額			
当中間期変動額合計		—	—
当中間期末残高		452	452
剰余金			
損失てん補準備金			
当期首残高		7,253	7,626
当中間期変動額			
損失てん補準備金の積立		373	358
当中間期変動額合計		373	358
当中間期末残高		7,626	7,984
その他剰余金			
基金償却準備金			
当期首残高		45,000	—
当中間期変動額			
基金償却準備金の積立		15,000	15,000
基金償却準備金の取崩		△60,000	—
当中間期変動額合計		△45,000	15,000
当中間期末残高		—	15,000
価格変動積立金			
当期首残高		29,764	29,764
当中間期変動額			
当中間期変動額合計		—	—
当中間期末残高		29,764	29,764
社会厚生事業増進積立金			
当期首残高		47	48
当中間期変動額			
社会厚生事業増進積立金の積立		553	553
社会厚生事業増進積立金の取崩		△372	△372
当中間期変動額合計		180	180
当中間期末残高		228	228
事業基盤強化積立金			
当期首残高		—	6,000
当中間期変動額			
事業基盤強化積立金の積立		6,000	11,000
当中間期変動額合計		6,000	11,000
当中間期末残高		6,000	17,000

(単位:百万円)

科 目	期 別	平成22年度	平成23年度
		中間会計期間 〔平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで〕	中間会計期間 〔平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで〕
		金 額	金 額
不動産圧縮積立金			
当期首残高		20,374	21,056
当中間期変動額			
不動産圧縮積立金の積立		1,137	201
不動産圧縮積立金の取崩		△456	△466
当中間期変動額合計		681	△265
当中間期末残高		21,056	20,791
特別準備金			
当期首残高		2,000	2,000
当中間期変動額			
当中間期変動額合計		—	—
当中間期末残高		2,000	2,000
別途積立金			
当期首残高		85	85
当中間期変動額			
当中間期変動額合計		—	—
当中間期末残高		85	85
中間未処分剰余金			
当期首残高		146,689	145,785
当中間期変動額			
社員配当準備金の積立		△123,038	△118,365
損失てん補準備金の積立		△373	△358
基金利息の支払		△1,043	△774
中間純剰余		67,410	81,723
基金償却準備金の積立		△15,000	△15,000
社会厚生事業増進積立金の積立		△553	△553
社会厚生事業増進積立金の取崩		372	372
事業基盤強化積立金の積立		△6,000	△11,000
不動産圧縮積立金の積立		△1,137	△201
不動産圧縮積立金の取崩		456	466
土地再評価差額金の取崩		4,791	150
当中間期変動額合計		△74,114	△63,539
当中間期末残高		72,575	82,246
剰余金合計			
当期首残高		251,215	212,366
当中間期変動額			
社員配当準備金の積立		△123,038	△118,365
基金利息の支払		△1,043	△774
中間純剰余		67,410	81,723
基金償却準備金の取崩		△60,000	—
土地再評価差額金の取崩		4,791	150
当中間期変動額合計		△111,879	△37,266
当中間期末残高		139,335	175,099
基金等合計			
当期首残高		661,668	682,819
当中間期変動額			
基金の募集		60,000	50,000
社員配当準備金の積立		△123,038	△118,365
基金償却積立金の積立		60,000	—
基金利息の支払		△1,043	△774
中間純剰余		67,410	81,723
基金の償却		△60,000	—
基金償却準備金の取崩		△60,000	—
土地再評価差額金の取崩		4,791	150
当中間期変動額合計		△51,879	12,733
当中間期末残高		609,788	695,552

(単位:百万円)

科 目	期 別	平成22年度 中間会計期間 〔平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで〕	平成23年度 中間会計期間 〔平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで〕
		金 額	金 額
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
当期首残高		677,168	527,074
当中間期変動額			
基金等以外の項目の当中間期変動額(純額)		△14,428	△29,685
当中間期変動額合計		△14,428	△29,685
当中間期末残高		662,739	497,388
繰延ヘッジ損益			
当期首残高		△6,519	△5,213
当中間期変動額			
基金等以外の項目の当中間期変動額(純額)		2,471	3,573
当中間期変動額合計		2,471	3,573
当中間期末残高		△4,047	△1,640
土地再評価差額金			
当期首残高		77,829	72,823
当中間期変動額			
基金等以外の項目の当中間期変動額(純額)		△4,300	7,487
当中間期変動額合計		△4,300	7,487
当中間期末残高		73,529	80,310
評価・換算差額等合計			
当期首残高		748,478	594,684
当中間期変動額			
基金等以外の項目の当中間期変動額(純額)		△16,256	△18,625
当中間期変動額合計		△16,256	△18,625
当中間期末残高		732,221	576,059
純資産合計			
当期首残高		1,410,146	1,277,503
当中間期変動額			
基金の募集		60,000	50,000
社員配当準備金の積立		△123,038	△118,365
基金償却積立金の積立		60,000	—
基金利息の支払		△1,043	△774
中間純剰余		67,410	81,723
基金の償却		△60,000	—
基金償却準備金の取崩		△60,000	—
土地再評価差額金の取崩		4,791	150
基金等以外の項目の当中間期変動額(純額)		△16,256	△18,625
当中間期変動額合計		△68,136	△5,891
当中間期末残高		1,342,010	1,271,612

注記事項

(中間貸借対照表関係)

平成23年度中間会計期間末

1. 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については9月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものならびに同条第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については9月中の市場価格等の平均、それ以外については9月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成12年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定

なお、平成16年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定める「鑑定評価」に基づいて算出
4. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。
 - ・建物
 - ① 平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定額法によっております。
 - ② 平成19年4月1日以降に取得したもの
定額法によっております。
 - ・建物以外
 - ① 平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。
 - ② 平成19年4月1日以降に取得したもの
定率法によっております。
5. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式は除く）は、9月末日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
6. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債

平成23年度中間会計期間末

権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は118百万円であります。

7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日 企業会計審議会）に基づき、当中間期末において発生したと認められる額を計上しております。

なお、当中間期末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回っているため、退職給付引当金の残高はありません。

8. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当中間期末において発生したと認められる額を計上しております。

なお、当社は平成19年度の報酬委員会において、平成20年6月30日をもって退職慰労金制度を廃止することを決議し、制度廃止日以降在任役員に係る繰入を実施しておりません。

9. 偶発損失引当金は、保険業法施行規則第24条の4の規定に基づく引当金であり、主に、債権流動化に関し将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

10. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に準じて算出した額を計上しております。

11. リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

12. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（平成20年3月10日 企業会計基準委員会）に従い、主に、貸付金および借入金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジを行っております。

なお、平成21年度より保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しており、業種別監査委員会報告第26号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年9月3日 日本公認会計士協会）に基づき繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。

13. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。

- (1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
- (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、責任準備金には、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき、平成8年4月1日以前に契約締結した個人年金保険契約について、予定利率2.75%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を追加して積み立てることとしたもの（平成19年度から3年間にわたる積み立てを完了。なお、年金開始する契約の年金開始後部分は、平成22年度以降も年金開始の都度積み立て）が含まれております。

14. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当中間期に費用処理しております。

15. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により

平成 23 年度 中間 会計 期間 末

行っております。

16. 中間期に係る法人税及び住民税ならびに法人税等調整額は、当期において予定している剰余金処分方式による社員配当準備金、不動産圧縮積立金の積立てまたは取崩しを前提として、当中間期に係る金額を計算しております。

17. 当中間会計期間より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（平成21年12月4日 企業会計基準委員会）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（平成21年12月4日 企業会計基準委員会）を適用しております。また、保険業法施行規則の改正に伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。

(1) 損益計算書において、従来、特別利益に表示していた貸倒引当金戻入額を、資産運用収益に含めて表示しております。

(2) 基金等変動計算書において、従来、前期末残高と表示していたものを、当期首残高として表示しております。

18. 当中間期末における主な金融資産および金融負債に係る貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	234,232	234,232	-
その他有価証券(譲渡性預金)	44,997	44,997	-
買入金銭債権	249,306	262,051	12,745
満期保有目的の債券	221,081	233,826	12,745
その他有価証券	28,224	28,224	-
有価証券	19,555,580	19,857,015	301,435
売買目的有価証券	626,893	626,893	-
満期保有目的の債券	5,543,604	5,845,039	301,435
その他有価証券	13,385,082	13,385,082	-
貸付金	5,071,914	5,236,235	164,321
保険約款貸付	340,378	340,378	-
一般貸付	4,731,535	4,895,856	164,321
貸倒引当金(*1)	△4,911	-	-
	5,067,002	5,236,235	169,232
債券貸借取引受入担保金	396,201	396,201	-
借入金	100,000	100,000	-
金融派生商品(*2)	18,933	18,933	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	498	498	-
ヘッジ会計が適用されているもの	18,434	18,434	-

(*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

・資産

① 現金及び預貯金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。「金融商品に関する会計基準」（平成20年3月10日 企業会計基準委員会）に基づく有価証券として取り扱うものについては、③有価証券と同様に評価しております。

② 買入金銭債権

平成23年度中間会計期間末

買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（平成20年3月10日 企業会計基準委員会）に基づく有価証券として取り扱うものについては、③有価証券と同様に評価しており、主に、取引相手先から入手した、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法により算定された価額を時価としております。

なお、一部の劣後信託受益権については、将来キャッシュ・フローの算定が難しいなど時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象とはしておらず、買入金銭債権に含めておりません。当該信託受益権の当中間期末における貸借対照表価額は、36,484百万円であります。

③ 有価証券

その他有価証券のうち市場価格のある国内株式については、9月中の市場価格の平均等によっております。上記以外の有価証券については9月末日の市場価格等によっております。

なお、市場価格がない非上場株式等については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておらず、有価証券に含めておりません。当該非上場株式等の当中間期末における貸借対照表価額は、1,054,806百万円（うち子会社株式及び関連会社株式139,493百万円）であります。また、当中間期において子会社株式及び関連会社株式以外の非上場株式等について56百万円減損処理を行っております。

④ 貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっております。なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

・負債

① 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

② 借入金

借入金は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

・金融派生商品

① 株価指数先物、債券先物等の取引所取引の時価については、9月末日の終値または清算価格等によっております。

② 外国為替予約等の店頭取引の時価については、9月末日のT T M、WMロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格または取引相手先から入手した9月末日の時価によっております。

③ 金利スワップ取引の時価については、将来キャッシュ・フローの差額を現在価値に割り引いた理論価格または取引相手先から入手した9月末日の時価等によっております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金の時価に含めて記載しております。

平成23年度中間会計期間末

(注2) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

- ① 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	4,789,919	5,064,290	274,371
	②社債	580,428	608,792	28,364
	③その他	303,757	318,364	14,606
	合計	5,674,106	5,991,448	317,341
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	40,014	38,855	△1,159
	②社債	13,731	13,285	△446
	③その他	36,833	35,277	△1,555
	合計	90,579	87,418	△3,161

(*)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

- ② その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または 償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	1,008,444	1,505,537	497,092
	(2)債券	8,068,890	8,504,793	435,903
	①国債・地方債等	7,341,077	7,742,473	401,396
	②社債	727,813	762,320	34,507
	(3)その他	1,418,776	1,479,856	61,079
	合計	10,496,111	11,490,186	994,075
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	723,518	633,223	△90,295
	(2)債券	251,302	248,885	△2,416
	①国債・地方債等	222,812	222,647	△165
	②社債	28,490	26,238	△2,251
	(3)その他	1,203,052	1,086,008	△117,044
	合計	2,177,874	1,968,118	△209,756

(*)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

また、「取得原価または償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

19. 前期末に比して著しい変動がないため、賃貸等不動産の時価に関する事項の記載を省略しております。

20. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、26,517百万円です。なお、それぞれの内訳は以下のとおりです。

貸付金のうち、破綻先債権額は177百万円、延滞債権額は5,101百万円です。

上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額91百万円、延滞債権額27百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図るこ

平成 23 年度 中間 会計 期間 末

とを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は21,238百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

21. 保険業法第118条第1項の規定による特別勘定の資産の額は、660,562百万円であります。

なお、同勘定の負債の額も同額であります。

22. 中間貸借対照表に計上した有形固定資産および無形固定資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機およびその周辺機器等があります。

23. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	318,003百万円
前期剰余金よりの繰入額	118,365百万円
当中間期社員配当金支払額	80,014百万円
利息による増加等	304百万円
当中間期末現在高	356,658百万円

24. 保険業法第60条の規定により基金を50,000百万円新たに募集いたしました。

25. 担保に供されている資産の額は、有価証券2,639百万円であります。

26. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む）の貸借対照表価額は、1,054,214百万円であります。

27. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、6,652百万円であります。

28. その他の負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金100,000百万円を含んでおります。

29. その他の負債には、債券貸借取引に伴う受入担保金396,201百万円を含んでおります。

30. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当中間期末における当社の今後の負担見積額は48,862百万円であります。

なお、当該負担金は抛出した年度の事業費として処理しております。

31. 子会社等の株式等は、145,456百万円であります。

32. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という）の金額は5百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の金額は3,298百万円であります。

注記事項

(中間損益計算書関係)

平成 23 年度 中間 会計 期間

1. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券 1,598 百万円、株式等 2,782 百万円、外国証券 96 百万円であります。

有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券 7 百万円、株式等 2,772 百万円、外国証券 22,417 百万円であります。

有価証券評価損の主な内訳は、株式等 17,937 百万円、外国証券 5,598 百万円であります。

2. 支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は 19 百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は 143 百万円であります。

3. 利息及び配当金等収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	54 百万円
有価証券利息・配当金	211,059 百万円
貸付金利息	51,955 百万円
不動産賃貸料	15,959 百万円
その他利息配当金	4,831 百万円
計	283,861 百万円

4. その他特別損失は、東日本大震災に伴う復旧費用等であります。

5. 当中間期における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピング方法

保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で 1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに 1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

不動産市況の悪化等により、一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用途	件数	減 損 損 失 (百万円)		
		土 地	建 物	計
賃貸不動産等	2 件	324	506	830
遊休不動産等	56 件	2,432	18,287	20,720
合 計	58 件	2,757	18,793	21,550

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については見積乖離リスクを反映させた将来キャッシュ・フローを 2.35% で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いた価額、または公示価格等を基準にした評価額等をもとに算定しております。